

諮問番号：令和3年度諮問第6号

答申番号：令和3年度答申第11号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容されるべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、年月日生まれの女性であり、平成25年7月8日、神戸市を住居として処分庁である神戸市社事務所長（。以下「処分庁」という。）に保護申請を行ったところ、処分庁は、同日付神第号（施行日 同月24日付）により保護開始決定処分を行った（以下「平成25年度保護処分」という。）。
- 2 処分庁は、平成30年1月17日、審査請求人から生活保護辞退の申し出があり、同年2月1日付神第号（施行日 同年1月22日付）により保護廃止決定処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和2年5月11日、神戸市
を住居として処分庁に保護再申請を行ったところ、処分庁は、同月20日付神第号（施行日 同月11日付）により保護開始決定処分を行った（以下「令和2年度保護処分」という。）。
- 4 処分庁は、令和2年8月12日付神第号（施行日 同月11日付）により、生活保護受給者である審査請求人に対し、無申告による稼働収入があったとして、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条に基づき、平成27年10月1日から平成29年7月31日まで実施した保護の費用のうち、金43万8240円を徴収する旨の処分（以下「本件

処分」という。)をした。

- 5 審査請求人は、令和2年11月5日、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分は、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項及び3項に違反している。すなわち、行政手続法第14条第1項本文は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と規定するとともに、同条第3項は、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定している。かかる規定の趣旨は、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、そのためには当該処分が行われた日と同日付の書面により示されなければならないというべきである。そうすると、行政手続法第14条第1項本文に基づいて提示すべき理由の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がなされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の理由となった具体的事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除き、理由の提示として十分ではないというべきであるから、当該処分前の調査段階における担当職員の面談時の名宛人に対する質問等をもって「不利益処分の理由を書面により示された」とものと解することはできない。これを本件についてみると、審査請求人は、銀行と銀行の預貯金口座を保有し、多数回にわたって取引を行っているところ、「令和2年8月12

日付生活保護費徴収通知書」には「稼働収入無申告による」として理由が記載されているにすぎず、収入として認定された金融機関、振込日、振込金額等が具体的に記載されなければ、審査請求人において、どの口座へのどの振込を収入として申告しなかったことが本件処分の理由とされているかを理解することは困難である。

したがって、行政手続法第14条第1項本文及び第3項の趣旨からすると、理由の提示として不十分であって、同条項に違反し、違法というべきである。

- (2) 本件は、神戸市[]福祉事務所担当職員（以下「担当職員」という。）らの過誤による保護費の過支給事案であり、法第78条の徴収手続に基づく本件処分は違法である。その理由は、以下に詳述するとおりである。処分庁による収入認定業務は、生活保護受給者の収入申告によって行えば足りるものでないことは言うまでもなく、「実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき」には、利用者の申告によるほか、実施主体の福祉事務所の担当職員により、「当該世帯の預金・・・等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と規定されている（生活保護法による保護の実施要領・第8・1(1)及び(4)）。しかるに、処分庁は、平成25年度保護処分時には、審査請求人名義にかかる[] []銀行及び[]銀行の預金口座の存在を確認したにもかかわらず、以下に述べるとおり、その後平成29年11月27日に至るまで4年以上にわたり、審査請求人の年金収入等の調査を行うのみで、覚知済みの審査請求人名義の預金口座を確認することを懈怠し続けた。すなわち、本件において、審査請求人名義の[]銀行の口座には、審査請求人の稼働収入と思われる「[]」からの入金で平成27年10月6日から平成29年7月3日まで確認されるところ、当該期間中、担当職員らとしては、審査請求人の銀行預金通帳の写しを作成していたのであるから、平成28年1月21日、同年7月1日、平成29年3月9日、同年6月28

日及び同年11月27日のそれぞれ処分庁に対する収入申告時に、審査請求人の預金口座を調査したうえ、審査請求人に対して収入申告すべきことを容易に指導する機会を有していたにもかかわらず、審査請求人の銀行口座への入金的事实を看過し続け、審査請求人が平成25年度保護処分を辞退した後に再度保護処分の申請に至った際に、審査請求人の預金通帳を確認してようやく入金の存在を確認したものであって、審査請求人による稼働収入の申告が行われなかったのは、担当職員らの長期に及ぶ調査懈怠によるものである。したがって、このように担当職員らの過誤によって保護費の過支給が発生した本件においては、処分庁による全部又は一部の負担が検討されるべきであって、処分庁が法第63条による収入認定に基づく返還請求手続によらずに、法第78条による徴収手続を選択したこと自体が法令の選択を誤った違法なものというべきであるうえ、法第63条に基づく返還請求手続をとることについても、担当職員らの過誤により発生した保護費の過支給である以上、裁量権を逸脱した処分として違法である。

(3) 本件処分の徴収額は過大であり、違法である。

ア 「生活保護法による保護の実施要領」 第8・3(1)エによれば、「知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額（受領するために交通費等を必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。）が月額15,000円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。」と規定されている。

本件では、審査請求人の稼働収入は、少額かつ不安定な稼働収入であったのであるから、法第78条に基づく徴収手続が違法であるとともに、仮に、本件において、審査請求人に対する法第63条に基づく返還手続が適当であったとしても、1万5000円を超える収入のみを認定すべきである。

イ 仮に、審査請求人の収入が、上記(1)に該当しないとしても、「同

実施要領」第8・3(4)に基づき、「勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定する」必要がある。これは、法第78条の徴収手続による場合であっても、法第63条の返還請求手続による場合であっても異なるところはない。

ウ 以上、法第78条に基づく場合であっても、法第63条に基づく場合であっても、本件において返還を求められて額は過大であることは明らかであって、違法である。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 事案の概要及び資料を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 審査請求人は、年月日生まれの女性であり、夫が既に死亡して神戸市所在の市営住宅に居住するものであるが、平成25年7月8日、処分庁に生活保護法による保護申請を行ったところ、処分庁は、平成25年7月24日付神第号により、審査請求人に対し、手持金の減少・喪失により最低限度の生活を維持するのが困難であることを理由として、法第24条第3項に基づき、平成25年度保護処分をした。平成25年度保護処分は、審査請求人の最低生活費を8万6570円、稼働収入を0円と各認定し、審査請求人に生活扶助7万5770円その他の金銭給付をすることとしたものである(ただし、現実の扶助費月額は最低生活費から審査請求人の年金による収入額が控除された額である。)。担当職員は、平成25

年度保護処分に当たり、審査請求人に対して「生活保護制度に関する確認について」（以下「確認書」という。）を読み聞かせて生活保護制度を説明し、審査請求人は、同書面に署名・押印した。確認書は、全文にひらがなによるルビが施され、「給与・年金・手当・仕送りなどの収入の有無や、保険金・補償金などの臨時収入があるとき、給与・年金・手当・仕送りなどの収入が増えたり減ったりするとき」には、「法第61条に基づき、速やかに届出を行わなければなら」ず、もし、「必要な届出をしなかったり、事実と違った申請や届出をして、不正に保護を受けた場合は、福祉事務所長が定めた金額の保護費を返還しなければならないこと」が明記されている。

なお、審査請求人は、平成25年度保護処分以前にも、①平成7年3月1日から同年7月31日までと②平成20年7月8日から平成21年9月30日までの2回生活保護を受けていた。

イ 処分庁は、平成25年10月4日、法第29条の調査により、審査請求人が加入する [] 保険が失効しており、280円の解約返戻金があることを確認したことから、審査請求人に対し、解約返戻金の返戻があれば少額であっても処分庁に収入申告するように伝えた。審査請求人は、平成26年1月16日、法第63条に基づき、上記解約返戻金280円を処分庁に返還した。

ウ 審査請求人は、処分庁に対し、平成25年7月8日から平成29年6月28日にかけて合計10通の収入申告書を提出したが、同申告書の「勤め先・会社名 仕事の内容」欄と各月の「総収入」欄、「仕送りをした人の氏名」欄と「金額」欄、その他の収入の「内容」欄と「収入」欄には、前記イで記載した解約返戻金の他は、いずれも記載がないか、「なし」「0円」と記載されているだけであった。

エ 審査請求人は、平成29年11月27日、処分庁に対し、資産報告書と審査請求人名義の [] 銀行及び [] 銀行の預金通帳の写しを提出した。 [] 銀行の預金通帳には平成28年12月28日から平成29

年11月1日までの引出金額と預入金額が記帳されているところ、その中に「」からの振込による入金があることが平成29年1月4日から平成29年7月3日までの間に前後9回にわたって行われ、その金額の合計は15万9280円であることが確認された。また、銀行の預金通帳にも平成27年4月15日から平成29年11月14日までの引出金額と預入金額が記帳されており、多数の個人名による入金を確認された。しかしながら、審査請求人は、処分庁に対して、上記入金についての明確な説明と根拠となる挙証資料の提示を行わなかった。

オ 審査請求人は、平成30年1月10日、処分庁に対し、「知人の紹介により、平成29年11月7日からのマンションでパートの清掃作業員として稼働している。その仕事の収入と年金収入で、来月から生活保護から脱却しようかと考えている。」と述べたうえ、同日付の収入申告書を処分庁に提出した。同申告書の「勤め先・仕事の内容」欄には「」、「月・日数・総収入額」欄に「11月分・6日・1万5300円、12月分・22日・5万6950円」と記載されていた。

ところで、審査請求人名義の銀行の預金口座には、平成29年12月28日付で（以下「」という。）から給与として6万7070円が振込入金されていたところ、処分庁は、平成30年1月16日、上記からの給与6万7070円を収入と認定したうえ、法第63条に基づき、審査請求人に対して3万800円の返還を命じる決定をした。

カ 平成30年1月17日、審査請求人は、処分庁に対し、「平成29年11月より清掃のパートを始め 月5～6万円の収入を得られるようになりました年金収入約7万円と合わせ生計維持可能ですので30年2月からの生活保護の受給は辞退いたします」と記載した辞退届を提出した。処分庁は、平成30年1月22日付神第号により、審査請求人に対し、就労収入と年金収入で生計維持可能との保護辞退の申し出があったことを理由に、法第26条に基づき、同年2月1日限り保護

を廃止する決定をした。

キ 審査請求人は、平成31年4月25日、再度生活保護申請の相談に担当職員を訪れ、①平成29年11月から平成31年2月まで [] で清掃業に従事していたこと、②平成31年2月・3月は [] ([] のスポーツジム) で清掃業に従事していたこと、③平成31年2月から高齢者施設「 [] 」で清掃業に従事しているが、給与は月末締切り・翌月10日払いで、給与明細の発行はない旨を説明するとともに、審査請求人名義の [] 銀行及び [] 銀行の預金通帳を提示した。提示された [] 銀行の預金口座には、「 [] 」からの振込による入金があり、平成29年1月4日から平成31年4月9日までの間に前後24回にわたって行われていることが記帳されており、その合計金額は67万6925円であった。また、 [] 銀行の預金口座にも複数の個人や親族からの入金とこれらの者への送金が記帳され、審査請求人は知人及び親族からの借金とその弁済であると説明した。

ところで、審査請求人からは、平成29年1月4日から入金のある上記「 [] 」からの入金について、平成25年7月8日から平成30年2月1日までの平成25年度保護処分期間中に処分庁に就労先と申告していた「 [] 」からの給与であるとの説明がなされたが、「 [] は平成31年2月から就労している。」との審査請求人からの前記説明と矛盾するものであるうえ、処分庁に「 [] 」が審査請求人の就労先であるとの申告はなかった。

ク 審査請求人は、令和2年4月9日、処分庁に対し、「令和2年3月31日まで親族(従兄弟であるという。)が代表者を務める事務所で清掃の仕事をして、年金収入と合わせて生活をしてきたが、右人工股関節置換術を受けることになっており、これ以上就労することは自分の年齢から難しいと思い、退職した。」旨を報告してきた。そこで、担当職員が「 [] 」の代表者をしている従兄弟や事務所の名称・所在地等

について詳しく尋ねようとしたところ、審査請求人は、「祖母の兄弟の子供だったかな。」「にある清掃の下請の会社」などと曖昧な答えに終始し、「」は審査請求人が言うところの「従兄弟」で、この「」からの振込による入金「給与」であるが、給与明細は無い。給与以外にも審査請求人が金に困った時に少し送金した貰ったこともある。」と述べるなどした。

その後、令和2年5月11日、担当職員が審査請求人に対し、審査請求人が「」での稼働を開始したという時期と「」からの振込入金が確認できる期間が齟齬している点について、再度確認のための質問をしたところ、審査請求人は、「」で働き始めた時期については平成31年2月で間違いはないが、それまでの間も「」の紹介により別の介護施設に手伝いに行っていたことがあるため、「」からの給与は他の施設の手伝いの給与である。また、金が足りない時に借金をしたり、給与の前借もしたことがあるため、どこからどこまでが純粹の給与なのかについては、3年以上も前のことなので、分からない。」と答えた。

ケ 令和2年5月18日、処分庁は、審査請求人に対し、前記記載の平成30年1月16日付で決定されている法第63条に基づくからの未申告給与分の戻入未納入分2万4800円の代理納付についての説明をしたところ、審査請求人は、その代理納入額を月々金1000円にするよう主張した。

コ 審査請求人は、令和2年5月11日、処分庁に生活保護法による4回目の保護申請を行ったところ、処分庁は、同月20日付神第号により、審査請求人に対し、手持金の減少・喪失により最低限度の生活を維持するのが困難であることを理由として、法第24条第3項に基づき、同月11日から保護を開始する決定をした（以下「令和2年度保護処分」という。）。令和2年度保護処分は、審査請求人の最低生活費を9万1870円、稼働収入を0円と各認定し、審査請求人に生活

扶助7万3170円その他の金銭給付をすることとしたものである（現実の扶助月額については平成25年度保護処分時と同様である。）。

サ 処分庁は、令和2年6月4日、銀行口座の取引履歴を確認するため審査請求人名義の口座を有する[]銀行と[]銀行に対して平成25年7月から令和2年6月までの取引履歴について、法第29条に基づく調査を実施したところ、処分庁は、令和2年6月15日に[]銀行から、同年7月9日に[]銀行からそれぞれ回答を受領した。その結果、処分庁は、審査請求人名義の[]銀行の預金口座には、「[]」から、平成27年10月6日から令和2年3月31日までの間に前後69回にわたり合計138万7360円の振込入金が行われていることを確認し、そのうち平成25年度保護処分の保護期間内である平成27年10月6日から平成29年7月9日までの合計43万8240円分について収入申告がなされていないことを確認した。

シ 担当職員は、令和2年7月29日、審査請求人に対し、審査請求人名義の[]銀行の預金口座に累計約44万円の「[]」による振込入金のあることが確認されており、これは未申告の収入に該当するので全額返還して貰わなければならない旨を説明したところ、審査請求人は、「前の担当職員に[]銀行の預金通帳を提出した時に、無申告の「[]」からの振込入金合計27万円の存在を指摘され、審査請求人はそのうちの3万円を返還するというので処分庁と話がついたので、令和2年度保護処分後の令和2年6月1日から毎月金1000円による代理納付がなされており、審査請求人としては、処分庁に返還すべき金はないはずである。」と述べた。これに対し、処分庁から審査請求人に対し、電話で、「審査請求人が、現在毎月金1000円宛代理納付により処分庁に返還しているのは、処分庁が平成30年1月16日付で返還すべきことを命じた[]からの未申告分の給与6万7070円のうち金3万800円につき毎月金1000円宛代理納付により返還させているものである。」旨を説明したところ、審査請求

人は、「そんなことはありえない。それは「」からの給与である。騙すな。嘘つくな。」と抗議の発言をした。

処分庁は、令和2年8月11日、審査請求人に対し、無申告による稼働収入があったことを理由として、法第78条に基づき、平成27年10月1日から平成29年7月31日まで実施した生活保護法による保護の費用について、金43万8240円を徴収する旨の処分（以下「本件処分」という。）をすることを決定し、令和2年8月12日付神第号「生活保護費徴収通知書（以下「本件通知書」という。）」を審査請求人に送付した。本件通知書には、①本件処分の内容、②決定年月日が令和2年8月11日であること、③納付義務者が審査請求人であること、④納付金額が43万8240円であること、⑤納付理由が稼働収入無申告によること等が記載されていた。

(2) 以上認定の事実に基づき、本件処分の違法性の有無について意見を述べる。

ア 審査請求人に送付された本件処分内容が記載された書面である本件通知書の記載内容は、前記(1)のシに認定のとおりであり、行政手続法第14条第1項及び第3項の規定が、審査請求人の主張する趣旨により設けられていることは否定するものではない。しかしながら、不利益処分の名宛人が事実及び法的評価に関する行政庁の見解を既に知っており、もしくは書面による理由付けがなくても容易に知り得るときは、書面による詳細な理由付記は要しないものと解するのが相当である。これを本件についてみると、前記認定の事実によれば、審査請求人は、複数回の生活保護開始決定処分を受ける過程で、処分庁から確認書（それには全文ルビが施されている。）による説明を受けて、給与・手当・仕送り等の収入があるときは、法第61条に基づいて速やかに届出をしなければならず、必要な届出をしなかったり、事実と違った申請等をして、不正に保護を受けた場合には、処分庁が定めた金額の保護費を返還しなければならなくなることを知悉していたこと、こ

れまで少額とはいえ生命保険の解約返戻金や [] からの給与を未申告収入と認定され処分庁に返還を命じられた経験を有すること、処分庁は、本件処分に至るまで、何度も審査請求人名義の [] 銀行の預金口座に「 [] 」からの入金が行なわれていることを指摘して、審査請求人にその挙証資料の提出と収入の申告を求めてきたが、審査請求人からは処分庁の求めに一向に応じようとせず、「 [] 」からの入金についての収入の申告を拒み、「 [] 」なる人物の正確な情報、同人からの入金の性質、同人との就労関係の詳細等について曖昧な説明に終始し、正直に真実を述べようとせず、不誠実な態度を取り続けたこと、審査請求人は、本件処分の直前に、処分庁から、「 [] 」からの平成27年10月6日から平成29年7月9日まで審査請求人名義の [] 銀行の預金通帳に振込入金された43万8240円について、それが未申告の収入であることを理由に法第78条による徴収されることになる旨を告げられるや、「 [] 」からの入金については、未申告分27万円のうち3万円を返還することで処分庁から話がついている。」旨を主張して、43万8240円の徴収に猛反発したことが、以上のとおり認められるから、審査請求人が、本件処分に関する事実及び法的評価に関する処分庁の見解を既に知っており、もしくは書面による理由付けがなくても容易にこれを知り得る状態にあったのは明らかというべきであって、本件処分の理由記載は本件通知書に記載の程度で十分と認められる。

よって、本件処分に行政手続法第14条第1項及び第3項に違反する違法はないというべきである。

イ 次に、法第78条は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定し、「生活保護行政を適正に運

営するための手引きについて」(平成18年社援保発第0330001号。平成27年厚生労働省発社援保発0331第2号による改正後のもの。以下「運営通達」という。)によれば、法第78条の判断について「不実の申請その他の手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれ、詐欺罪(刑法第246条)の構成要件として欺く行為よりも意味が広い」(運営通達Ⅳ3(1))、また、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」(運営通達Ⅳ3(2))とされている。

また、「生活保護手帳 別冊問答集2020年度版」と題する書籍の「問13-1」によると、広義の不当受給について法第63条により処理することが妥当な場合とは、「(a)受給者に不当に受給しようとする意図がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき。(b)実施機関及び受給者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき(判明したときに申告していればこれは、むしろ不当受給と解すべきではない)。」とされている。

ウ これを本件についてみると、前記(1)で認定のとおり、処分庁は、法第29条に基づく調査の結果、審査請求人名義の[]銀行と[]銀行の預金口座に、処分庁に申告のない「[]」やその他の多数の個人名からの入金があることについて確認した旨を伝えたが、審査請求人からは、「[]」からの入金について、「従兄弟に給与として振り込んでもらった時と生活に困った時に振り込んでもらった時もある。」などと説明をするも、それ以上の明確な回答はなく、給与明細や雇用契約書等、就労していたことを証明する挙証資料の提出もなかった。審査請求人が処分庁の度重なる質問や挙証資料の提出の求めに対し、なんら誠意ある対応がなされなかったことから、

処分庁としては、「」からの平成27年10月6日から平成29年7月9日までの審査請求人名義の銀行の預金通帳に振込入金された43万8240円について、審査請求人が収入の届出を行わなかったことについてやむを得ない理由はなく、審査請求人名義の口座への入金を審査請求人が予想しなかったような収入であるとも判断できないものとし、以上の理由により、処分庁は法第78条に基づく生活保護費徴収処分を行った。以上のとおり、本件処分の対象となった審査請求人に対する43万8240円の保護費の過支給は、処分庁の調査懈怠によって発生したものではなく、もっぱら審査請求人の責任において発生したものであり、本件処分に違法はないというべきである。

エ 上記ウで認定判断のとおり、本件は法第78条が適用されるべき事案であるところ、「生活保護問答集について(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)」問13-23の答(3)に「法78条を適用する場合 保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」と定められていることに照らし、審査請求人については、43万8240円全額を徴収すべきであるから、金額の点についても本件処分に違法はない。

第5 調査審議の経過

令和3年8月26日 第1回審議

令和3年9月30日 第2回審議

令和3年10月28日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 行政手続法14条1項違反について

- (1) 本件処分は不利益処分であるところ、行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならぬとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される（最高裁平成21年（行ヒ）第91号同23年6月7日第三小法廷判決）。そして、同項本文に基づいて提示すべき理由の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては、理由の提示として十分ではないというべきである（最高裁昭和45年（行ツ）第36号同49年4月25日第一小法廷判決）。
- (2) これを本件についてみると、本件通知書には、本件処分の根拠となる規定として法第78条が掲載され、平成27年10月1日から平成29年7月31日までに実施した保護の費用に対する徴収であること、納付義務者が審査請求人であること、納付金額が43万8240円であること、及び納付理由が稼働収入無申告によることが記載されている。しかしながら、審査請求人は、銀行と銀行の預貯金口座を保有し、多数回にわたり取引を行っているため、かかる記載のみでは、収入として認定された金融機関、振込日、振込金額等が具体的に記載されなければ、審査請求人において、どの口座へのどの振込を収入として申告しなかったことが処分の理由とされているかを理解することは困難である。そうすると、本件通知書における理由の記載としては、単に稼働収入の申告がなかったというだけでは、行政手続法第14条第1項本文の要求する理由提示として不十分といわざるを得ない。

これに対し、処分庁は、平成31年4月25日、令和2年4月9日、同年5月11日、同年7月29日に審査請求人に対して審査請求人名義の□
□銀行の個人名の入金が収入として挙証資料とともに申告されてい
なかった旨を説明し、審査請求人に対し、その説明を求めたことをもって
行政手続法第14条第1項本文の趣旨から理由附記として十分であると
判断していると主張する。

しかし、行政手続法第14条第1項本文は、処分の理由を名宛人に知ら
せて不服申立てに便宜を与えるのみならず、行政庁の判断の慎重と合理
性を担保してその恣意を抑制する趣旨に出たものであるから、審査請求
人が本件処分の処分理由を推知することができるかと否とにかかわらず、
本件処分がされた時点において、本件通知書に前記(1)に説示した程度の
理由が示されていなければならないというべきである。

(3) 以上によれば、本件処分に係る通知書における理由の記載は、行政手
続法第14条第1項本文の理由の提示として不十分というべきであり、本
件処分は、同法第14条第1項本文に違反し、違法である。

(4) なお、審査請求人は、本件は担当職員らの過誤による保護費の過支給
事案であり法第78条の徴収手続に基づく本件処分が違法であることや、
本件処分の徴収額が過大であり違法であることも主張するが、理由の提
示の不備は、そのみで処分の取消事由となるものであるから、その余
の点について判断するまでもなく、本件処分は取消しを免れない。

2 結論

よって、本件審査請求は、認容されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委員 興津征雄

委員 大原雅之

委員 西上治